

高額介護サービス費の算定誤りについて

介護保険制度では、介護保険サービスを利用し、1月当たりの自己負担額が一定の上限額を超えた場合、その超えた分を支給する制度（高額介護サービス費）があります。

この度、支給対象者のうち、公費負担医療対象者（難病患者に対する特定医療費等の支給対象者）のサービス費について、公費負担医療支給額を控除し、なお利用者負担額が残る場合は、その利用者負担額を自己負担額に含めて算定すべきところ、含めずに算定をしていたことが判明しましたので追加支給を行うものです。

1. 追加支給の対象者

- (1) 対象者数 約90人
- (2) 金額 約110万円

2. 追加支給の対象期間

- (1) 保険給付費分 令和元年12月から令和3年12月利用分まで
- (2) 総合事業費分 平成28年12月から令和3年12月利用分まで

3. 今後の対応

- (1) 対象者に対しましては、速やかに、お詫びと追加支給のご案内通知を送付し、支給額が確定次第、追加支給を行います。
- (2) 令和4年1月利用分（4月支給分）以降の支払いについては、公費負担医療対象者の利用実績を個別に確認し、過小支給がないよう適切に対応します。
- (3) 支給に至るシステムの改善に向けて早急に取り組みます。

以上

*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市役所 福祉部 介護保険課
担当： 原田、高橋
内線： 3141
直通： 0466(50)8270